

## 1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方について

いじめは、生徒の心身と権利を侵害する重大な問題であり、どの学校・学級にも起こりうるものである。本校は、いじめを決して許さず、だれ一人取り残さない学校づくりを全教職員で推進する。

そのため、生命尊重と人権意識を基盤に、生徒一人ひとりが安心して過ごせる環境を整えるとともに、自己肯定感・自己有用感等の非認知能力を伸ばす教育を行う。また、いじめの兆候を見逃さず、早期発見・早期対応に組織的かつ計画的に取り組む。

さらに、被害・加害の関係だけでなく、周囲の生徒を含めた集団全体に働きかけ、自治意識を高め、いじめを許さない雰囲気形成する。生徒の声を丁寧に受け止め、多様性を尊重しながら、互いを認め合い主体的に参加できる学校生活の実現を目指す。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織について

本校は、いじめの未然防止、早期発見及び組織的対応を行うため、校長を統括責任者とする「いじめ防止対策会議」（以下「対策会議」という）を設置し、学校としての意思決定機関とする。

### (1) 対策会議の構成員について

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任（含 すまいるルーム主任及び特別支援学級主任）・進路指導主任・保健主任（養護教諭）・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・関係教員

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、教育相談機関、警察、児童相談所等の外部専門機関の参加を求める。

### (2) 対策会議の活動内容について

- ①いじめの未然防止に関する取組の企画・実施
- ②いじめの早期発見のための情報共有と判断
- ③いじめの事実確認及び対応方針の決定
- ④被害生徒の保護及び支援方針の決定
- ⑤保護者及び関係機関との連携
- ⑥対応後の検証と再発防止策の策定
- ⑦記録の作成及び引継ぎ管理

※対策会議の進行は、生活指導主任が務め、記録は副校長が務める。

### (3) 対策会議の開催について

週1回の生活指導部会において情報の共有を行う。

また、学期に1回（年3回）の定例会議を開催する。

さらに、いじめが疑われる事案発生時には、臨時開催をする。

## 3 教職員の責務と校内体制について

教職員は、いじめを見逃さず、いじめから生徒を守る責務を負う。すべての教職員は、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に組織的に取り組むことを自覚し、生徒指導にあたる。

(1) 早期発見の責務について

教職員は、生徒の小さな変化や違和感を見逃さず、日常的な観察、声かけ及び面談や定期的・臨時的な質問紙調査等を通して実態把握に努める。いじめが疑われる情報を得た場合は、事実確認の前であっても、速やかに学年主任・生活指導主任及び管理職に報告する。

(2) 報告・連携の責務について

教職員はいじめに関する情報を一人で抱え込まず、対策会議等に共有する。担任のみで解決を図ることは行わない。学年・分掌を越えて情報を共有しながら、組織的な対応を図る。

(3) 記録の責務について

聞き取り内容、指導経過、保護者連絡等について、学校が定める様式により記録を作成し、継続的に管理する。

(4) 被害生徒の保護について

いじめの被害が疑われる場合は、安全確保を最優先とし、安心して学校生活を送れる環境を整える。加害生徒への指導に先行して、被害生徒への支援を行う。

(5) 研修及び予防について

教職員は、いじめに関する研修に参加し、指導力向上に努める。また、学校は夏季休業中に校内における研修を実施し、教職員の対応力の向上を図る。さらに、教職員は、授業・学級経営を通して、生徒にインクルーシブ教育の理解を深めさせるとともに、人権意識を向上させ、よりよい学級・学年集団づくりに取り組む。

#### 4 いじめ未然防止の取組について

(1) 特別の教科「道徳」、学級活動等において、いじめは人権を侵害する行為であり決して許されないことを理解させるとともに、具体的な関わり方やよりよい解決方法を生徒自身が考える活動を行う。

(2) 日常の言葉遣いや学級のルールづくりを通して互いを尊重する関係を育成し、生徒が安心して過ごせるよりよい集団づくりを推進する。

(3) 人権教育を充実させ、多様性の理解を深めるとともに、すべての生徒に役割と居場所が保障される集団づくりを推進する。

(4) インターネット・スマートフォンに関する情報モラル教育を推進し、法的な知識の理解を図りながら、トラブルの予防と適切な利用行動の定着を図る。

(5) 生徒が悩みや不安を相談しやすい環境を整備するとともに、日常の観察や面談等で得た情報を教職員間で共有し、家庭との連携を図る。また、定期的に生徒・保護者に校内での相談先や相談機関の周知を図る。

(6) 家庭用及び生徒用いじめ防止に関するリーフレットを作成・活用し、いじめに関する理解と対応方法について継続的に啓発を行う。

(7) 世田谷区子どもの権利条例の趣旨を学ぶ機会を設け、自由と責任の関係を理解し、相手の立場を考えて行動できる態度を育成する。

(8) いじめ防止対策に関する理解を深める教育を計画的に実施し、生徒が傍観せず適切に行動できる態度を育成する。

(9) 生徒会活動や学級活動を通して自治意識を高め、互いを尊重し、自制心を育むとともに、生徒が主体的によりよい集団づくりに取り組む活動を推進する。

(10) 学校のいじめ防止の取組や相談方法について、生徒・保護者へ継続的に周知し、協働していじめを防止する体制を整える。

## 5 早期発見の取組について

### (1) 情報の把握について

#### ①方針について

いじめの早期発見に向け、調査・観察・面談を組み合わせて継続的に実施する。

#### ②具体的な取組について

ア 第1学年全員へのスクールカウンセラー面接（1学期）

イ 学校生活アンケート（年3回 6月・11月・2月）

ウ ゆうゆうタイムによる個別面談（生徒が安心して話せる教員との面談：2学期）

エ 担任による生徒・保護者面談

オ スクールカウンセラーの授業観察と情報共有

カ WEBQUの実施（6月・11月）

キ 毎月の生徒理解アンケート（さくらのアンケート）

ク 生徒からの相談・情報発信を促す指導

ケ 得られたいじめ情報の当日中の報告と、学校全体での共有化

### (2) 相談体制について

#### ①方針について

生徒及び保護者が安心して相談できる複数の窓口を整備する。

#### ②具体的な取組について

ア スクールカウンセラー全員面接による関係づくり

イ 学校及び外部相談機関の連絡先の周知

ウ 保護者会・通信等による定期周知

エ 学期1回の教育相談体制の周知

オ 匿名を含む多様な相談方法の整備

カ 友人からの相談も受け付ける体制の明確化

### (3) 受信後の対応について

相談を受けた教職員は、事実確認前であっても否定せず受け止め、速やかに管理職へ報告する。また、聞き取り内容及び指導経過は記録を作成し、組織的に対応する。

## 6 いじめ事案への対応

本校は、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識に立ち、発見または相談を受けた場合には、一部の教職員による対応とせず、学校として組織的かつ迅速に対応する。被害生徒の安全確保と心身の保護を最優先とし、事実確認、保護者対応、生徒指導を行う。また、関係機関連携を計画的・継続的に実施し、再発防止を図る。

### (1) 初期対応について

①いじめの疑いを把握した教職員は、直ちに学年主任・生活指導主任に報告し、報告を受けた学年主任・生活指導主任は管理職へ報告する。

②いじめ対策委員会による情報共有を行い、組織対応を開始する。

- ③被害生徒の安全確保を最優先とし、見守り強化、別室対応、座席配置変更等の必要な措置を速やかに講じる。
  - ④関係生徒の接触を一時的に回避し、事態の拡大を防止する。
  - ⑤緊急性が高い場合は当日中に保護者へ連絡し、必要に応じて関係機関へ相談する。
- (2) 事実確認について
- ①複数の教職員で役割分担し、被害生徒を最優先に丁寧な聴き取りを行う。
  - ②加害生徒、周囲の生徒に対して、教職員が複数で個別に聴取し、記録を作成する。
  - ③先入観を排し、時系列で客観的事実を整理する。
  - ④情報は生活指導主任のもとで、一元管理し、教職員間で共有する。
- (3) 被害生徒支援について
- ①被害生徒からの聞き取りにより、安心して学校生活を送れる環境を確保する。
  - ②心理的ケアを継続的に行い、スクールカウンセラー等と連携する。
  - ③学習機会の保障及び居場所の確保を図る。
  - ④被害生徒及び保護者の意向を踏まえた支援計画を作成する。
- (4) 加害生徒指導について
- ①行為の事実を確認した上で、いじめは許されない行為であることを明確に指導する。
  - ②背景要因を把握し、再発防止に向けた個別指導を継続する。
  - ③必要に応じて特別な指導措置を講じる。
  - ④被害生徒への謝罪は、被害生徒の意向を最優先に慎重に設定する。
- (5) 保護者対応について
- ①被害・加害双方の保護者へ速やかに事実を説明する。
  - ②学校の対応方針と今後の支援・指導計画を具体的に伝える。
  - ③継続的に経過を報告し、家庭と連携した改善を図る。
  - ④感情的対立が生じないように、学校は教育委員会等と連携を図り、家庭間の調整に努める。
- (6) 関係機関との連携について
- ①必要に応じて教育委員会へ報告する。(口頭・文書)
  - ②事案の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等と連携する。
  - ③いじめの重大事態が疑われる場合は、法に基づき適切に対応する。
- (7) 事後対応・再発防止について
- ①経過観察を継続し、被害生徒の安心を確認する。(3カ月以上の確認)
  - ②学級・学年への継続的な指導を行い、集団の関係改善を図る。
  - ③事案の検証をし、学校の指導体制の改善に反映させる。

## 7 生徒の主体的活動について

本校は、生徒自身がいじめ問題を自らの課題として捉え、互いを尊重する学校文化を形成することを目的として、生徒会活動・学級会活動を中心とした主体的な取組を推進する。教職員は、生徒の自治的な判断と行動を尊重し、生徒の活動を積極的に支援する。

### (1) 自治意識の育成について

- ①生徒会を中心に「いじめを許さない集団づくり」に関する話し合い活動を実施する。

- ②学級会・学年集会において人間関係の課題を自分たちで解決する取組を実施する。
- ③いじめ防止や円滑な人間関係づくりに関する学校生活のルールを生徒自身が考え、提案する機会を設定する。

(2) 傍観防止の取組（行動する勇気の育成）について

- ①傍観者がとるべき行動を考える授業・ワークショップを実施する。
- ②生徒が「相談」について考える活動を実施する。
- ③「見て見ぬふりをしない」学校・学年目標を設定し、行動指針を生徒主体で策定する。

(3) 多様性尊重の取組について

- ①違いを認め合う対話活動・交流活動を学校の教育活動全体を通じて実施する。
- ②特別支援学級との協働活動を計画的に実施する。
- ③国際理解教育を推進し、文化・価値観・個性の違いを理解する学習機会を設定する。
- ④いじめ防止プログラムの振り返りや、相手の立場を考えるロールプレイ等の活動を実施する。

(4) 子どもの権利と責任の理解について

- ①学年ごとに世田谷区子どもの権利条例を学ぶ機会を設定する。
- ②自由と責任の関係や在り方について生徒が考える機会を設定する。
- ③自分と他者の権利を守る行動を生徒会等が発信する。

(5) 発信活動について

- ①生徒総会にて、いじめ防止に関する内容を議論し、生徒の意見集約を行い、情報発信する。
- ②ポスターの作成や集会等にて、いじめ防止等の啓発活動を学年ごとに実施する。
- ③学校生活において望ましい行動を振り返り、認め合う取り組みを実施する。

## 8 保護者・地域・関係機関との連携について

本校は、いじめ問題の解決には学校のみで対応するのではなく、家庭及び関係機関と連携した組織的対応が不可欠であるとの認識のもと、状況に応じて外部専門家を含めた支援体制を構築する。

(1) 保護者との連携について

- ①いじめの事実確認後、速やかに双方の保護者へ説明を行う。
- ②基本的に、当事者間の直接接触は避け、学校が窓口となり対応する。
- ③被害生徒の安全確保を最優先として、保護者と対応方針を共有する。
- ④関係保護者への継続的な情報提供を行い、家庭と協働した指導と支援活動を実施する。

(2) 専門職との連携（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）について

心理面・家庭環境等の背景要因が認められる場合は、速やかに専門職と連携する。

①スクールカウンセラーとの連携の内容について

- ア 心理的ケア及びアセスメント
- イ 被害生徒の安心感の回復支援
- ウ 加害生徒の心理面の把握と感情コントロールに関する支援
- エ 教職員への助言

②スクールソーシャルワーカーとの連携の内容について

- ア 家庭環境の把握と必要な支援
- イ 保護者対応の調整
- ウ 福祉機関との接続

エ 家庭への継続支援体制の構築

(3) スクールロイヤーとの連携について

本校は、いじめ事案における判断の適正化及び紛争の未然防止のため、必要に応じて以下の内容についてスクールロイヤーへ相談し、助言を受ける。

ア 保護者対応方針の確認

イ いじめ該当性の判断に関する助言

ウ 文書作成に関する確認

エ 重大事態への対応方針の整理

オ SNSトラブル等の法的助言

(4) 関係行政機関との連携について

いじめの態様に応じて、学校の判断により速やかに関係機関へ相談・通告する。

①児童相談所と連携するケースについて

ア 児童虐待や養育環境の問題が疑われる場合

イ 家庭内での安全確保が困難な場合

②警察と連携するケースについて

ア 暴力・恐喝・強要・金品要求・SNSに関連した犯罪等、法的対応が必要な場合

イ 生徒の生命・身体の安全に関わるおそれがある場合

※緊急性が高い場合は躊躇なく通報する。

## 9 個人情報の取扱いと配慮事項について

本校は、いじめ対応において生徒の尊厳と安全を最優先とし、個人情報の保護に十分配慮しながら必要な範囲で情報共有を行う。

(1) 個人情報の保護について

①いじめに関する情報は校内で管理し、目的外利用を行わない。

②基本的に、関係のない生徒・保護者へは情報を開示しない。

③公表等のために配布資料を用意する場合は、個人が特定されない表現を用いる。

④SNS等での情報拡散防止を必ず指導する。

(2) 情報共有の原則について

①被害生徒の安全確保に必要な範囲で教職員間共有を行う。

②管理職を中心とした組織で一元管理する。

③保護者説明は被害者側・加害者側の双方の個人情報を分離して行う。また、双方のプライバシーに配慮する。

(3) 合理的配慮と特別な支援について

特別な配慮を要する生徒については、状況に応じた支援を行う。

ア 発達特性・障害特性を踏まえた指導方法の調整

イ 外国ルーツ・文化的背景への配慮

ウ 性的指向・性自認への配慮

エ 心理的不安が強い生徒への環境調整

オ 別室・座席・活動方法の柔軟な設定

※特性を理由に不利益な扱いをしない

(4) 記録と保管について

- ①事案対応記録は、関係教員が学校所定様式で作成し、生活指導主任が一元管理し、保管する。
- ②調査資料は校内で厳重に管理する。
- ③卒業後も一定期間保存（5年間保存）する。
- ④重大事態に備え改ざん防止を徹底する。

10 評価・改善について

本校は、いじめ防止等の取組の実効性を高めるため、年間を通じて検証と改善を行い、教職員の対応力向上に継続的に取り組む。

(1) いじめに関する取り組みの評価について

- ①年度末に本校の「いじめ防止等の基本方針」の達成状況を検証する。
- ②いじめ認知件数・解消状況・再発状況を分析する。
- ③年間を通じて実施する実態把握のアンケート結果及び、教育相談の状況を踏まえて課題を整理する。
- ④生徒・保護者の学校関係者評価の調査結果を活用する。
- ⑤学校評価（自己評価）のまとめをし、次年度の基本方針の改定に反映する。

(2) 定期的ないじめ対応に関する見直しについて

- ①学期ごとに対策会議で取組の検証を行う。
- ②課題を踏まえ指導方法を修正する。
- ③必要に応じて基本方針を改定する。
- ④いじめの重大事態に関連する事案後は臨時に検証を実施する。

(3) 教職員研修について

教職員のいじめ対応力向上のため、計画的な研修を実施する。

①研修内容について

- ア 本校のいじめ防止等の年間計画について
- イ いじめの定義と認知の判断について
- ウ 初期対応と記録の取り方について
- エ 保護者対応について
- オ SNSトラブル対応について
- カ いじめ重大事態の対応について
- キ 関係機関との連携について

②研修の設定について

- ア 職員会議時に系統的な研修を行う。
- イ 夏季休業中に外部講師等を活用した研修を行う。

(4) 改善の公表について

- ①学校関係者評価結果を保護者等へ周知する。
- ②取組改善の内容及び、基本方針を学校だより等で発信する。
- ③基本方針を学校ホームページに掲載する。

## 1.1 いじめ防止のために必ず取り組む18の項目の確認について

本校は、いじめ防止のために必ず取り組む18の項目について、年間計画に基づき実践する。また、学期ごとの振り返りをし、校内にいじめ防止の意識を一層高めていく。

### (1) 定義に基づく確実ないじめの認知

方法：ア 日常的な生徒観察   イ 定期的・随時の面談   ウ 月1回のアンケート調査  
エ アンケート結果からの確認   オ 保護者等からの情報提供の共有  
カ 定期的な教員間の情報共有（生活指導部会）

### (2) 対応方針・役割分担の協議

方法：ア 基本方針の改定   イ 基本方針の確認   ウ 年間計画の確認と実践の振り返り

### (3) 年3回以上の研修の実施

方法：ア 4・8・1月の研修の実施   イ 基本方針の改定の検討

### (4) 学校いじめ対策委員会の理解

方法：ア 対策委員会の立ち上げと学期1回の定例会議の実施  
イ いじめ発生時の対策委員会の実施

### (5) 基本方針の理解

方法：ア 年度当初の基本方針の理解共有   イ 年度末の基本方針の改定と理解共有

### (6) 学校いじめ対策委員会への報告

方法：ア 年度当初のいじめ対応の確認   イ 対策委員会の記録の徹底

### (7) 重大事態の定義・対処

方法：ア 年度当初の重大事態定義の確認   イ 重大事態の発生時の対応の理解共有

### (8) 情報共有シートの活用

方法：ア 年度当初のいじめ対応の確認

### (9) 学校評価の活用

方法：ア 学校関係者評価生徒アンケートの振り返り  
イ ふれあい月間教委職員シートを活用した取組の検証・改善

### (10) 生徒アンケートの実施

方法：ア 月1回のアンケート調査   イ アンケート結果からの確認

### (11) SOSの出し方に関する教育の推進

方法：ア SOSの出し方教室の実施（第1学年）   イ 月1回のアンケートの実施  
ウ スクールカウンセラーなどの相談先の周知

### (12) いじめに関する授業等の実施

方法：ア 学期1回以上のいじめに関する授業の実施   イ 推進法の理解の授業の実施  
ウ いじめ防止授業の実施（第1学年）   エ いじめ対応のリーフレット作成・配布

### (13) いじめを許さない指導の徹底

方法：ア 年度当初の基本方針の周知   イ 学期1回以上のいじめに関する授業の実施  
ウ 推進法の理解の授業の実施   エ いじめ防止授業の実施（第1学年）  
オ 学校だより・学年だよりにていじめ対応などについての周知  
カ いじめ対応のリーフレット作成・配布

### (14) 合意形成や意思決定の場面の設定

方法：ア 授業等に置ける話し合い活動の実施   イ 生徒会・委員会活動等の実践

ウ 構成的グループエンカウンターの実施

(15) 基本方針の周知

方法：ア 年度当初の基本方針の周知      イ いじめ対応のリーフレット作成・配布

(16) 保護者への対応方針の伝達

方法：ア 年度当初の基本方針の周知      イ いじめ対応リーフレットの作成・配布

ウ 保護者会でのいじめ対応の周知

(17) 地域住民・関係機関等との連携

方法：ア 重大事態発生時の関係機関等との連携      イ 学校運営協議会との連携

(18) 重大性が高い事案への対応

方法：ア 年度当初の重大事態定義の確認      イ 重大事態の発生時の対応の理解共有

ウ 重大事態発生時の関係機関等との連携

12 令和8年度いじめ対応年間指導計画 ※赤文字は昨年度から更新したもの

本校は、上の「11 いじめ防止のために必ず取り組む18の項目」について、計画的な実践に努める。

|    | 教職員の指導等  | 生徒の活動   | 保護者に対する活動  | 18項目   |
|----|--|---|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策委員会の立ち上げ</li> <li>・対策委員会①の実施</li> <li>・基本方針の理解共有（教員研修①）</li> <li>・いじめ重大事態の理解</li> <li>・いじめ防止リーフレットの作成・配布</li> <li>・基本方針に関する指導（1年）</li> <li>・基本方針等の周知（学校だより リーフレット HP）</li> <li>・学級活動（クラスづくり）</li> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・相談先の周知（学校だより）</li> <li>・いじめ防止対策推進法の理解（1年）</li> <li>・保護者会の実施</li> <li>・さくらのアンケート①の実施→面談</li> <li>・SOS の出し方教室（1年）</li> <li>・生活指導部会での情報共有（毎週）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の理解</li> <li>・いじめ防止の理解</li> <li>・学級活動（クラスづくり）</li> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・相談先の理解</li> <li>・いじめ防止対策推進法の理解（1年）</li> <li>・さくらのアンケート①の回答→面談</li> <li>・SOS の出し方教室（1年）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法の理解（リーフレット 学校だより）</li> <li>・相談先の理解</li> <li>・いじめ防止対策推進法の理解</li> <li>・保護者会への参加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4)ア</li> <li>(4)ア</li> <li>(2)イ(3)ア</li> <li>(5)ア(7)ア</li> <li>(8)ア(18)アイ</li> <li>(12)I(13)カ</li> <li>(15)イ(16)イ</li> <li>(12)イ(13)ウ</li> <li>(15)アイ</li> <li>(16)アウ</li> <li>(1)ア(14)ア</li> <li>(14)ウ</li> <li>(11)ウ</li> <li>(12)イ(13)ウ</li> <li>(15)ア(16)ウ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(11)ア</li> <li>(1)カ</li> </ul> |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の授業の実施①</li> <li>・スクールカウンセラー全員面接（1年）</li> <li>・部活動保護者会の実施</li> <li>・学級・生徒会活動（総会）</li> <li>・さくらのアンケート②の実施→面談</li> <li>・生活指導部会での情報共有（毎週）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の授業の受講②</li> <li>・スクールカウンセラー全員面接（1年）</li> <li>・学級・生徒会活動（総会）</li> <li>・さくらのアンケート②の回答→面談</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動保護者会への参加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(11)ウ</li> <li>(14)イ</li> <li>(14)イ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(1)カ</li> </ul>  |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Q U実施</li> <li>・（弁護士による授業 SNS）</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> <li>・生活指導部会での情報共有（毎週）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Q U実施</li> <li>・S C全員面接（1年）</li> <li>・（弁護士による授業 SNS）</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳授業地区公開講座</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)I</li> <li>(11)ウ</li> <li>(12)イ(13)イ</li> <li>(1)ウI(10)イ</li> <li>(11)イ</li> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(1)アオ</li> </ul>  |

|     |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ行動支援の検証</li> <li>・さくらのアンケート③の実施→面談</li> <li>・生活指導部会での情報共有（毎週）</li> <li>・三者面談</li> <li>・警察等との連携（情報交換）</li> <li>・ふれあい月間振り返り</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> <li>・相談先の周知（学校だより）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ行動支援のアンケート</li> <li>・さくらのアンケート③の回答→面談</li> <li>・三者面談</li> <li>・相談先の理解</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・相談先の理解</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(10)イ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(1)アI</li> <li>(1)イI</li> <li>(17)ア</li> <li>(9)イ</li> <li>(17)イ</li> <li>(11)ウ</li> </ul> |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ行動支援の成果検証</li> <li>・いじめ防止リーフレットの検討</li> <li>・教員研修②の実施</li> <li>・対策委員会②の実施</li> </ul>  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(8)ア(10)イ</li> <li>(13)カ</li> <li>(3)アI</li> <li>(2)ウ(4)ア</li> </ul>  |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動（人間関係づくり）</li> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・道徳科の授業の実施②</li> <li>・ゆうゆうタイム</li> <li>・さくらのアンケート④の実施→面談</li> <li>・SC連絡先周知（学校だより）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動（人間関係づくり）</li> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・道徳科の授業の受講②</li> <li>・ゆうゆうタイム</li> <li>・さくらのアンケート④の回答→面談</li> <li>・SC連絡先理解</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC連絡先理解</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>(14)ア</li> <li>(14)ウ</li> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(1)イ</li> <li>(1)ウ(11)イ</li> <li>(11)ウ</li> </ul>                           |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校公開週間</li> <li>・いじめに関する授業（SNS利用）</li> <li>・さくらのアンケート⑤の実施→面談</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校公開週間</li> <li>・いじめ理解（SNS利用）</li> <li>・さくらのアンケート⑤の回答→面談</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校公開週間</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)オ</li> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> </ul>   |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Q U実施→面談</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> <li>・学校関係者アンケートの実施</li> <li>・警察等との連携</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Q U実施</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> <li>・学校関係者アンケートへの回答</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者アンケートへの回答</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)I</li> <li>(1)ウI(10)イ</li> <li>(11)イ</li> <li>(17)イ</li> <li>(17)ア</li> </ul>  |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・ポジティブ行動支援の検証</li> <li>・さくらのアンケート⑥の実施→面談</li> <li>・学校関係者アンケート結果の振り返り</li> <li>・ふれあい月間振り返り</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・ポジティブ行動支援のアンケート</li> <li>・さくらのアンケート⑥の回答→面談</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別面談</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)イI</li> <li>(8)ア(10)イ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(9)イ</li> <li>(9)イ</li> <li>(17)イ(2)ウ</li> </ul>                        |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員研修③の実施</li> <li>・対策委員会③の実施</li> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・さくらのアンケート⑦の実施→面談</li> <li>・情報モラルに関する授業</li> <li>・対策委員会③の実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成的グループエンカウンターの実施</li> <li>・さくらのアンケート⑦の回答→面談</li> <li>・情報モラルに関する授業</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(3)アI</li> <li>(4)ア(2)ウ</li> <li>(14)ウ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(2)ウ(4)ア</li> <li>(5)イ</li> </ul>     |

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 2月     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中合同研修会</li> <li>・生徒会、委員会活動年間のまとめ</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> <li>・学校評価まとめ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会、委員会活動年間のまとめ</li> <li>・いじめアンケート（区）→面談</li> </ul>                         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)オ</li> <li>(14)イ</li> <li>(1)ウI(10)イ</li> <li>(11)イ</li> <li>(17)イ</li> <li>(2)ウ(5)イ</li> </ul> |
| 3月     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ行動支援の検証</li> <li>・さくらのアンケート⑧の実施→面談</li> <li>・いじめに関する授業③（道徳）</li> <li>・保護者会の実施</li> <li>・令和9年度基本方針改定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ行動支援のアンケート</li> <li>・さくらのアンケート⑦の回答→面談</li> <li>・いじめの授業③（人権）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会への参加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(10)イ</li> <li>(1)ウI(11)イ</li> <li>(12)ア(13)イ</li> <li>(15)ア(16)ウ</li> <li>(5)ア</li> </ul>         |
| 定期的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生時の対策委員会の開催と記録の徹底</li> <li>・ポジティブ行動支援の生活指導の展開（挨拶 時間 責任感）</li> <li>・人間関係の構築を重視した教育活動（構成的グループエンカウンター 集団づくり リーダーシップ マナー 公正・公平 寛容性）</li> <li>・定期的ないじめアンケート（区教育委員会調査）の実施 ※学期ごと</li> <li>・毎月のさくらのアンケートの実施（除 区教育委員会の調査実施月）</li> <li>・Web Q U実施（6月 11月）</li> <li>・生徒対象のスクールカウンセラーによる面接の実施（1 学期5月：1年）</li> <li>・いじめに関する事例紹介、教員研修会の実施（年3回）</li> <li>・関係機関との情報交換会の実施（随時）</li> <li>・いじめ防止啓発活動の推進（リーフレットの作成・配布）</li> <li>・多視点での生徒理解の推進（観察法 面接法 質問紙法）</li> <li>・いじめに関する授業の実施、SNSいじめの防止（情報モラル：セーフティ教室）に関する授業の実施</li> <li>・小中連携による情報共有</li> <li>・道徳科の時間、学級活動の時間における人権尊重教育の実施</li> <li>・保護者会、学校だより・いじめ防止リーフレット等で本校のいじめ対策を保護者に情報提供</li> </ul> |   |   |   |